

# 倫理規則

## 前 文

公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「この法人」という）は、その設立の趣意に基づき、マインドスポーツとしてのコントラクトブリッジの普及、技量の向上および発展を図ると共に、コントラクトブリッジによる交流を行い、もって文化の振興、青少年の健全な育成、国民の豊かな人間性の涵養および国際相互理解の促進に寄与することを目的として、一貫した事業活動を続けてきた。

近年、特に内外の社会情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益活動の実施が公益の増進にさらに重要となっていることに鑑み、この法人の発展に寄与することを目的として、自律的で創造的な活動を一層推進していかなければならない。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規則を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規則の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

## 本 文

（組織の使命及び社会的責任）

第 1 条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることに鑑み、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第 2 条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第 3 条 この法人の役職員は、関連法令及びこの法人の定款その他の規則を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第 4 条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 5 条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(個人情報の保護)

第 6 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第 7 条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 29 年 3 月 24 日理事会決議)

## 変更履歴

2017 年 4 月 1 日制定